

令和6年度補正予算に係る個別公共事業の評価書

令和6年12月17日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（令和6年3月28日最終変更）及び令和6年度国土交通省事後評価実施計画（令和6年6月27日最終変更）に基づき、個別公共事業（直轄事業等）についての新規事業採択時評価及び再評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、個別の事業採択（事業の予算化）の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。本評価書で対象とした事業の事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないものとする。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

（参考資料）

i) 事業評価カルテ検索（URL：<https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）

これまで事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。

ii) 事業評価関連リンク（URL：https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）

各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

2. 今回の評価結果について

今回は、令和6年度補正予算に係る評価として、直轄事業等について、新規事業採択時評価1件及び再評価1件の評価結果をとりまとめた。件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

<評価の手法等>

別添1

事業名	評価の方法	評価の視点等	評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
船舶建造事業 <巡視船>	評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	<巡視船> ・海洋権益の保全 ・治安の確保 ・海難救助・海上交通安全の確保 ・海上防災・海洋環境の保全	・海上保安統計年報 ・海上保安レポート	海上保安庁

事業名	評 価 項 目			評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
	費 用 便 益 分 析		費用便益分析以外の 主な評価項目		
	便 益	費 用			
都市公園等事業 (CVM)	・歴史的遺産が保存、継承される 価値	・建設費 ・維持管理費	・計画への位置付け ・安全性の向上 ・地域の活性化 ・福祉社会への対応 ・都市環境の改善	・国勢調査結果	都市局

※便益把握の方法

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

令和6年度補正予算に係る新規事業採択時評価について

【その他施設費】

○政府予算の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業等（令和6年8月に公表済み）の再掲

事業区分	新規事業採択箇所数
船舶建造事業	1
合 計	1

令和6年度補正予算に係る再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続		中止	評価 手続中
									うち見直し継続		
都市公園等事業	直轄事業等	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
合計		0	0	0	0	1	1	1	0	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業(補助事業を除く)を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工:事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中:事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階:準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価:再評価実施後一定期間(5年間)が経過している事業

その他:社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

令和6年度補正予算に係る新規事業採択時評価結果一覧

別添3

○政府予算の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業等（令和6年8月に公表済み）の再掲

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理 費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
3,500トン型巡視船 (PL型)1隻建造 海上保安庁	188	98	整備しようとする3,500トン型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 梶田 智弘)

・供用後の維持管理費は各耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

令和6年度補正予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【都市公園等事業】

(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当 基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応 方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)					B／C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳					
明治記念大磯邸園整備 事業 関東地方整備局	その他	269	1,006	【内訳】 非利用価値：1,006億円 【主な根拠】 CVMアンケート調査により得られた支払い意思額(WTP)及び受益範囲の世帯数 WTP:3,450円/世帯、受益世帯数:56,959,648世帯(※) ※便益計算においては、CVMアンケート調査の有効回答率:51.2%を乗じている	335	【内訳】 用地費：86億円 施設費：182億円 維持管理費：67億円	3.0	歴史的建物の公開、各邸宅に関する人物等の歴史的資料の展示等を行うことで新たな観光拠点を形成し、旧吉田茂邸等の地域の歴史資源との連携や官民連携による公園の活用により、観光振興や地域活性化に寄与することができる。 ・工事進捗に伴い新たに必要となった事項への対応及び物価上昇による事業費増及び事業期間延伸のため再評価を実施 【投資効果等の事業の必要性】 ・当該邸園の整備は「明治150年」関連施策の一環として、閣議決定に基づき実施される国家的な事業であり、明治期の立憲政治の確立等に貢献した人物の邸宅や周辺の緑地等が集中する希有な場を、積層する歴史を今日に伝える付まい(風致)として一体的に保存・活用し、立憲政治の確立等に関する歴史やその意義を後世に伝えるとともに、湘南の邸園文化の象徴として、文化の発信や、憩いと交流の拠点となる場を創出することができる。 【事業の進捗の見込み】 ・令和10年度の工事完了に向けて事業を進める。 【コスト縮減等】 ・「保全部分」のうち非公開エリア(事務スペース等)は、文化財としての価値を減じない程度に内装等の仕上げを見直すなど、コスト縮減に努めながら引き続き事業を推進する。	継続	都市局 公園緑地・景観課 (課長 片山 壮二)